⑵　特別清算手続関連債権
特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権をいう。
⑶　一般優先債権
国税徴収法又はその例により徴収される債権、労働債権等一般の先取特権その他一般の優先権がある債権をいう。
⑷　一般協定債権
平成28年１月24日までの原因に基づいて発生した清算株式会社に対する金銭債権から、預託金債権、特別清算手続関連債権及び一般優先債権を除いた債権をいう。

第２　預託金債権及び一般協定債権の権利変更及び弁済方法

１　預託金債権及び一般協定債権の権利変更
⑴　預託金債権及び一般協定債権（日本駐車ビル株式会社の債権を除く。）については、本協定の認可決定確定日の属する月の末日から２か月以内に債権額全額を支払う。
⑵　一般協定債権のうち、日本駐車ビル株式会社の債権については、同債権額と株式譲渡代金10億円から前記⑴に基づく弁済金、一般優先債権及び一般協定債権を控除した残額のうち、いずれか低い額を支払うものとし、同弁済時に、残額について免除を受ける。

２　会員契約の解除
預託金債権者と清算株式会社との間に佐久平カントリークラブに係る会員契約は、本協定の認可決定確定時に当然に解除される。

３　弁済の方法
⑴　預託金債権及び一般協定債権に対する弁済は、同債権者が指定する金融機関の預金口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は、清算株式会社の負担とする。ただし、本協定に定める弁済期日の１週間前までに、清算株式会社に対して金融機関の預貯金口座を指定しなかった債権者に対する弁済は、清算株式会社の本店において行う。
⑵　預託金債権及び一般協定債権を弁済するにあたり、清算株式会社が当該債権者に対して既に期限の到来した反対債権（未納年会費請求権等）を有する場合、本協定に基づく弁済金とこの反対債権とを相殺した残額を支払うことをもって、本協定に基づく弁済金の弁済とする。

第３　特別清算手続関連債権及び一般優先債権
特別清算手続関連債権及び一般優先債権については随時弁済する。

以上
長野地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２８年（再イ）第９７号
千葉県千葉市中央区旭町４番４号　コーポ千城102号
再生債務者　水野　　敏
１　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年７月19日まで
４　一般異議申述期間　平成28年８月２日から平成28年８月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（再イ）第７３号
埼玉県さいたま市北区日進町１丁目40番地12公務員宿舎ＲＡ－106
再生債務者　水池　智紀
１　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年７月20日まで
４　一般異議申述期間　平成28年８月３日から平成28年８月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２８年（再イ）第８７号
埼玉県南埼玉郡宮代町和戸２丁目６番33号和戸クレストヒルズ704号
再生債務者　富樫　定利
１　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年７月20日まで
４　一般異議申述期間　平成28年８月３日から平成28年８月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２８年（再イ）第２８号
埼玉県飯能市大字平松418番地９
再生債務者　永宮　孝司
１　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年７月20日まで
４　一般異議申述期間　平成28年８月３日から平成28年８月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（再イ）第９５号
千葉県千葉市緑区古市場町353－１ソフィアクレールＡ101（住民票上の住所）千葉市中央区蘇我４丁目６番58号
再生債務者　岩間　祥文
１　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年７月20日まで
４　一般異議申述期間　平成28年８月３日から平成28年８月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（再イ）第１０９号
千葉市美浜区高洲２丁目２番３棟205号
再生債務者　岩井　正男
１　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年７月20日まで
４　一般異議申述期間　平成28年８月３日から平成28年８月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（再イ）第１４号
千葉県君津市郡３丁目７番21号
再生債務者　森　　裕樹
１　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年７月20日まで
４　一般異議申述期間　平成28年８月３日から平成28年８月17日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（再イ）第２号
富山県黒部市三日市2141番地
再生債務者　寺島　恭子
１　決定年月日時　平成28年６月29日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年７月20日まで
４　一般異議申述期間　平成28年８月３日から平成28年８月10日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２８年（再イ）第８９号
名古屋市名東区社口１丁目202番地　上社北住宅２棟110号
再生債務者　毛利　元昭
１　決定年月日時　平成28年６月29日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年７月20日まで
４　一般異議申述期間　平成28年７月27日から平成28年８月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（再イ）第１４２号
札幌市西区琴似４条３丁目４番21号
再生債務者　小野寺謙一
１　決定年月日時　平成28年６月30日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年７月21日まで
４　一般異議申述期間　平成28年８月４日から平成28年８月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（再イ）第１５号
愛知県一宮市丹陽町伝法寺字新田前821番地
再生債務者　松下　国治
１　決定年月日時　平成28年６月30日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年７月21日まで
４　一般異議申述期間　平成28年７月28日から平成28年８月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（再イ）第１６号
愛知県一宮市丹陽町伝法寺字新田前821番地
再生債務者　松下　大介
１　決定年月日時　平成28年６月30日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年７月21日まで
４　一般異議申述期間　平成28年７月28日から平成28年８月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部